

政令第七十三号

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号

）第二条第二号イの規定に基づき、この政令を制定する。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「又は同条第十二項」を「、同条第十二項」に改め、「入港届の提出」の下に「又は同条第十四項の規定による報告」を加え、同表第五号中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「入港届の提出」の下に「又は同条第五項の規定による報告」を加え、同表第一号中「又は同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「届出」の下に「又は同条第四項の規定による報告」を加え、同表第一二号中「又は同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「同条第三項」に改め、「入港届の提出」の下に「又は同条第五項の規定による報告」を加え、第五七号の二の次に次の二号を加える。

五七の三

関税法施行令第六十一条の二第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）の規定に

五七の四	よる証拠の提出若しくは意見の陳述又は同条第二項の規定による意見の陳述 関税法施行令第六十二条の十六第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定 による証拠の提出若しくは意見の陳述、同条第二項の規定による意見の陳述又は同条第四 項第五号の規定による書面の提出
------	---

附
則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。